

昭和町常永土地区画整理事業に係る環境影響評価等技術審議会

会議録

日時 平成18年3月17日(金) 13:30～16:30

会議出席者

< 委員 >

田中収会長、池田清彦委員、石井信行委員、片谷教孝委員、
工藤康子委員、坂本康委員、杉山憲子委員、鈴木邦雄委員、
中込司郎委員、平林公男委員

< 事業者 >

昭和町都市計画課 田中邦彦課長、長田信夫係長、細田忠司主任
新都市設計 堀内肇社長、中西基夫
山梨県環境化学検査センター 小林幹夫、鈴木至郎、仲山成昌
エコロジカルスタンド 高橋直行、鈴木守人

< 事務局 >

森林環境部 今村幸治技監
みどり自然課 浅川幸治課長、保坂喜光課長補佐、
保延和正主査、土橋史副主査、深澤知技師

次 第

1. 開会
2. 森林環境部技監あいさつ
3. 議事
 - 1) 昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価準備書について
 - 2) その他
4. 閉会

資料

- 1) 知事意見骨子
- 2) 準備書メモ他
- 3) 昭和町常永土地区画整理事業に係る準備書内容説明会 会議録
- 4) 事業者提出資料

1. 事業者説明及び質疑応答

1) H18.3.3 に開催した説明会における質問事項への回答(事業者見解)

(説明者：エコロジカルスタンド 鈴木、新都市設計 堀内)

2) 質疑・意見交換

坂本委員：

- ・ 『表 -5-2.2(P -5-10)雨水の流出状況及び雨水排水計画』の見方について、準備書では、自然流下流域(事業実施前)とある部分が、今の説明では事業実施後となるようだがどうか。

事業者(新都市)：

- ・ 表左の自然流下は、事業実施前の自然流下の50年確率である。
- ・ 事業実施前及び事業実施後の50年確率の計算結果を示したもの。
- ・ 事業実施前と事業実施後の差は調整池を設置した場合と設置しない場合をさす。

坂本委員：

- ・ 工程計画は調整池を作るということで良いか。
- ・ 流出係数については、全体に0.8を使ったということか。

事業者(新都市)：

- ・ そのとおり。

中込委員：

- ・ 潜在植生の推定にあたり、現在ハンノキ林の記載をシラカシ林に修正することについては、基になる環境が異なるため適当ではない。
- ・ 当該地域本来の植生に合わないのではないかと。当該地域はヤナギと考えるべきだ。(P. -6-14)
- ・ 植生については、様々な考え方があるので現在のとおりで良いかもしれないが、一般の人に対してはどうかと思う。

事業者(エコ)：

- ・ この点については、調査者とも意見が分かれている部分でもあることから、当該地域でヤナギ林が成立するのであれば修正を検討する。

事業者(エコ)：

- ・ P. -6-6 関連植生図の群落名について問題があるという指摘があったがどの部分か。

中込委員：

- ・ ハンノキ林の部分以外はない。

平林委員：

- ・ 当該計画地は非常に地下水位が高いが、そうした場所でどのような方法で調整池の工事を行うのか。

事業者(新都市)：

- ・ 地下水を遮断する必要があるため、締め切りの「ヤイタ」と「薬注」により処理を行う。
- ・ や板については、十分埋め込めば自立するが、地下水を遮断する恐れがあることから、様子を見ながら実施する。

- ・ 地下水については、調整池の周囲にウエルポイントポンプを設置し、乾燥した環境を作り出して作業を行う。
- ・ 工事終了後は、地下水位の回復により調整池は相当の浮力を受けることから、調整池底面には十分な自重を確保する。
- ・ この部分については工事の方法は準備書には記載していない。

杉山委員：

- ・ ポンプで汲み上げた水の処理はどのようにするのか？

事業者(新都市)：

- ・ 一般的には水槽のため、水質検査後に既存水路に放流する。

杉山委員：

- ・ 沈砂池については、どの程度掘り下げるのか。
- ・ 地下水の項目について、環境基準を超えている項目があるはずだ。この地域は北西の釜無川工業団地の汚染された地下水が流れている地域である。
- ・ 調査結果において、深度 5~7m の井戸で環境基準を超えている水が出ていることから、ウエルポイントポンプにより汲み上げた水についても汚染されている恐れがあり、おそらくそのまま河川に放流することはできないだろう。
- ・ これらについては検査が必要と考える。モニタリング井戸を確保し工事によって、それらが影響を受けないことを確認すること。
- ・ また、実質水位が約 1m というデータは、既存の井戸とうによるものか。

事業者(新都市)：

- ・ 沈砂池については、自然流入・自然放流の方式を考えている。周辺の河川断面にあわせて設計し、容量が足りない場合は、さらに 2m 程度掘削しポンプアップにより強制排水するという 2 種類を考えている。
- ・ 地下水位は試験孔により観測している。また、下水道工事に伴う地下水位の測定が行われている。特に、計画地の南側は下水の工事が頻繁に行われていたことから、それらのデータを用いた。

今村技監：

- ・ 廃棄物処理計画について、中巨摩のゴミ処理施設は、昭和町以外の町からの廃棄物の搬入もあるがその辺りも考慮されているか。

事業者(環境科学センター)：

- ・ 考慮されています。全体を含めて 164.19t/日です。

平林委員：

- ・ 搬入土について評価書では、どの程度の情報提供がされるのか。シードバンクや昆虫類の移動などについてそこまで詳細になるのか。
- ・ 資料(技術審議委員からの質問と事業者の回答) P.5 の調査結果の昆虫類の分類状況について、水田の昆虫について、採取できなかった若しくは、不明種のリストに入っているものはどの程度あるか。

事業者(新都市設計、エコ)：

- ・ 搬入土に関する記載については未定です。
- ・ 昆虫類の分類については、別途回答します。

工藤委員：

- ・ 交通量設定の検討過程が明らかにされていない。配布資料の回答ではその点が分からない。
- ・ 商圏の設定や需要の増加などの見込みについて説明がほしい。

事業者(エコ)：

- ・ 道路網と人口・世帯数等から算出した。指摘事項は考慮されていない。

工藤委員：

- ・ 人口の増加率、他店舗の商圏との競合の具合などは考慮しなかったのか。
- ・ 他事例にこうした事例の商圏の変化による交通量の変化を予測した事例はあるか。

事業者(エコ)：

- ・ 人口については現在の人口を使用し、人口増は考慮していない。
- ・ 人口に対する交通量として整理した。

工藤委員：

- ・ 人口が増えることを考えれば、多少過小評価となっているのか。
- ・ 商圏については現状のままということか。

事業者(エコ)：

- ・ 人口が増えるようであればそうなる。
- ・ 商圏については現状のままとした。

石井委員：

- ・ 最近、大規模店舗の出店を規制する動き(まちづくり3法)があるが、この事業は規制の対象となるか？

参考：「まちづくり3法」とは、改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法

事業者(エコ)：

- ・ 国、県と調整を行っている。
- ・ 郊外に設置される大規模店舗について土地区画整理事業によるものは対象外となる可能性があるという。
- ・ 本地区は区画整理と同時に都市計画の用途地域の指定が行われ、近隣商業地域、若しくは商業地域と指定された場合、まちづくり3法には抵触しないと考える。
- ・ 規制は大店立地法、都市計画法の開発申請、建築基準法の建築確認申請がある。

工藤委員：

- ・ 今後、降雨量は増加していくというシミュレーションがあることから、当該調整池は50年確率降雨に対応したとしているが、降雨が増加していく場合は何年確率まで対応できるのか。

事業者(新都市)：

- ・ 44年間の気象観測データから、甲府気象台の最大降雨は76mm/時である。
- ・ 流出係数をどの程度に設定するかによって流出量は大きく異なる。
- ・ 比較的大きな流域で河川断面を決定する場合、50年確率であっても60mm/時程度しか想定していない。国、県が行っている河川工事についても50年確率では60mm/時しか耐えられない計算となる。
- ・ しかし、甲府気象台の最大降雨並みの降雨があったとしても河川がオーバーフロー

する確立は非常に小さいと考えます。流出係数が 0.8 から 0.9 に急激に上がらないことも理由です。

- ・ 常永土地区画整理事業は、当該地区が河川の最上流部に位置することから、調整池の降雨強度の設定は 100mm/時となっている。
- ・ 調整池がどの程度もつのかについては、降雨強度と継続時間の関係となるが、長時間降雨が続く確率は予測していないが、50 年確率降雨には十分対応していると考え

工藤委員：

- ・ 近年史上最大という降雨が発生しているので、こうした設定根拠については、準備書に記載しておくべきだ。
- ・ また、地球温暖化防止の観点から、交通量がどのくらい増えるかについても把握しておく必要がある。

2 . 知事意見の検討

1) 知事意見骨子について

田中収会長：

知事意見の方ですが、この前の意見等を参考にしながら流れの骨子を作っておりますので、これを核にして議論を進めたいと思います。最初に、事務局の方から、その説明をお願いします。

事務局（土橋副主査）：

< 知事意見骨子の内容説明 >

田中収会長：

ありがとうございました。それでは、この他に、何か意見ありましたらお願いします。

2) 質疑・意見交換

鈴木委員：

ビオトープ園とみどりの回廊のあたりで、前回の説明会でビオトープ園に柵を作っ

て人を入れさせないというのは、人を入れさせた方がいいといったような意見が出されたと思うが、それを知事意見に入れた方がいいというのが一点。

もう一点は、大規模商業施設の所にも緑化があるので、そこに関してもこの地域の自然環境と調和して行っていただきたいという一言を、このビオトープ園の後にでも、入れておいてほしい。そうしないと安い緑化をしかねないので、是非いれてほしい。

杉山委員：

先ほどの話とだぶるが、最終的に住宅地になると思うが、自分が住んでいるところの 1m 位下の水が環境基準を超えているというのは、住民にとってあまり気分の良いものではないし、後で住民が知った場合は訴訟問題等起こる可能性もあるので、ある程度、1m 位の簡単な水をとる井戸をお持ちだと言うことなので、全域でどのような状態になっているかというのを事前に調べていただきたいというのをこちらの意見に入れていただきたい。

それに応じて、問題が生じるようであったら、その先の対応を考えていけば良いと思う。

坂本委員：

宅地は盛土するのでは。

杉山委員：

場所によっては盛土する所もあれば削って 30cm 盛土する所もあるという記述である。実際に、今回対象になっている物質は揮発性であり、これ程度の濃度があればガスになれば結構な濃度、ppm 単位で出てくる。

関連性がはっきりしていなくても、流産してしまったということが今までも報告されているので、その辺ははっきりと調べた方が良いと思う。

ここは安心です、とわかった方が、後々の住民の方も安心して購入できると思う。

片谷委員：

全体的なことをお話させてもらいます。最初に前提を申し上げたいが、私の今回の準備書の内容に対する印象は、調査に関しては非常に誠実に行われていて、数字になっているものに関しては、大半が問題なく、一部は後で工藤委員の方からあると思いますが、全般的には非常によく調査されていると思います。そのことを前提としてお話しするのですが、環境影響評価書・準備書というものは、評価書、そして評価準備書であるので、一番重要な部分は評価の部分である。

本来、文章を記述するときに、評価の部分に一番ウエイトが置かれる必要があるというのが私の認識である。そういう目で見ると、この準備書の評価の部分の記載というものが、いかにも簡潔にすぎる。しかもいろいろな項目について評価という欄がでてくるが、記載内容が極めて画一的であり、ほとんど同じことが書いてあるという印象を受ける。やはり、項目によって評価内容というものが違ってくるはずなので、そういう観点で見直してもらいたいというのが一つ。

前回の説明会の時に、今村技監から指摘がありましたように、整合が図られているという記述については、エコロジカルスタンドさんからご回答ありましたが、確かに、環境省が出しているアセスの基本的事項という所には、そういう記載が今現在は書かれている。そういうことについてふれるようにということで書かれているわけですが、先月また新しい報告がでて、これは環境省の基本的事項の提示がまた変わると思うが、そこでは単に基準に合っていればよいというわけではないという趣旨の記載がはいってくる模様です。せっかくこれだけのアセス書を作られているわけですから、このアセス書がこれからの山梨県内で他の案件が発生したときに、よい先事例となるように変えていただきたいというのが私の希望でして、そうしますと、整合が図られているという表現が全くダメというわけではなく、もう少しきめの細かい、若干、という表現が適当かはわかりませんが、定量性を持たせたような評価、要するに影響が小さいということを主張されたいのであれば、現行のいくつの値に対して何パーセントの寄与しかない、従って軽微であるといったような、定量性を持たせた記述であれば、当然項目によって違う記述になるはずですが、そういったことを心がけて評価書にされるまでに見直しをしていただきたいというのが、全項目に対するコメントです。

アセス書を良くしたいという趣旨からもう一つ申し上げたいのが、評価書でいうと、最後の第 章というところに、環境影響評価を行った事業者の住所及び氏名の欄に環境科学センターの名称と代表の小澤さんの名前が書かれているわけですが、現実には

多くの作業はエコロジカルスタンドさんがやってらっしゃる。あるいは設計部分の説明は新都市設計さんがやってらっしゃる。これは確かに事業者から直接委託を受けた会社の名前と氏名を記載すれば良いということになってはいますが、それは最小限であって、やはり実際にやられた方の名前が載っているのが本来のアセス書の記載の仕方であろうと思う。法律や指針に書いてないから書かなくてもいいということではなく、これは技術審議会からの要望あるいは指示という形で、是非そのようにしていただきたいと思う。反対意見があれば別ですけれども、アセス書をいいものにする、という意味でやっていただきたいという二点である。

田中(収)会長：

評価の所にもう少し説得力のある解析の結果をいれてもらえば、より具体的にできるということですから、その辺を意見書の中に反映させてほしいということですね。今、建築の偽装問題もありますから、それぞれの責任問題も明確にするという前向きな気持ちもあるだろうから、そういう名前がでてくれば前向きに真剣に取り組むことも可能であるということもある。こういう者が、後でいろいろ出てくるもののモデルにもなるわけであるので、そういうことも考慮したいということになる。

工藤委員：

大気の方で、資料編の大気汚染の予測における逆転層の影響の検討の中の(3)に検討結果というものがあるが、甲府气象台と現地調査地点の気温差が書いてあるが、ここでの議論が少し乱暴な印象を受けた。ヒートアイランド現象による差なのか、あるいは、観測機器の誤差によるものかということで、平均値をだして季節毎にその傾向が変わらないから、観測機器の誤差と判断してしまって、平均値を誤差とみなしてしまっているが、ここが少し不適切であると思われる。今からでも遅くはないので、甲府の气象台の測器とそれから使用した測器で平行に観測して、きちんと機差というものは出しておくべきである。ここで、期間中の気温差の平均ということで、おそらく丸ごと平均かと思うが、昼夜別、昼の差はどうか、夜間の差はどうか、あるいは天気状況、雲量とか湿度によってどのくらいの差が出てくるのか、あるいは風速はどうか、といったような、バックグラウンドの条件別の統計をここに出してやる必要がある。それを吟味した上で、昭和町で測ったデータに甲府气象台のデータをどう補間していくかというような判断をすべきだと思うので、このデータをひっくり返してしまうかもしれないが、器差補正で差が出ているのか、そうではなくて、甲府市街地と昭和町のそもそも地域的な違いがでてきているのかということは、ちゃんとしたデータに基づいて判断すべきだと思う。

ちょっと聞きたいのは、ここで平均値を誤差とみなして補正しと書いてあるが、どういった補正をなされたのか、教えてください。

事業者(エコロジカルスタンド鈴木)：

補正に関しては、期間平均値の差を全て誤差とみなして差し引きしている。

工藤委員：

ということは、甲府気象台のデータを現地のデータとしたということでしょうか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

どちらを補正したかですか。忘れてしまったので、いずれにしろどちらかに合わせて、同じものとして行っていますので、差で取れば変わらないと思うが、どちらを基準にしたかは少し忘れてしまった。

工藤委員：

懸念されるのは、1 近くの差がでてきているということは、夜間に限ってみるともっと差が大きくなっているケースがある。そうなってくると大気安定度の判断にもずれがでてくると思う。もし、大気安定度が弱い方に判断されていると、それが拡散幅の方にも効いてきて、濃度予測にもかなり影響がでてくるので、このあたりの補正の手順をきちんと示すということと、できれば今からでも機材補正をして甲府の値からと現地の値を持って行くのかということをはっきり示しつつ、もう一度安定度の判断をしていくべきだと思う。これから、機材補正というのは可能なのか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

気象台の敷地に車を置かせてもらえれば、可能である。実務上公害観測車は精度が低いので、それで 0.1 単位の数字がでてきたので、その辺ではなからそういう見たてをしている所があるので、そのあたりは確認します。

工藤委員：

風速の方も甲府気象台の値を使っていますか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

予測ではそうさせてもらっています。

工藤委員：

現地でも観測していますよね。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

はい。

工藤委員：

それとの差はどうなっているのでしょうか。

事業者（エコロジカルスタンド鈴木）：

その比較は、特に概略的なものしかないのですが、それに関しては特に検討はしていない。

工藤委員：

これは、拡散幅に効いてきますし、プルームにするか、パフにするかということに効いてきますので、そこの差もきちんと見極めてもらいたい。

それから、先ほど質問しました、交通量予測とバックグラウンドになる大気安定度の問題は、いかに計算式がしっかりしていようと、その前提がくずれると予測値が大きく変わってきてしまいますので、その辺りというのはきっちりやっておかなければならないと思うので、現地で観測できなかった分を気象台のデータで補間したというよう記述や手法について詳しく記載していただければと思います。

石井委員：

景観の話ですが、例えば -8-15 を見ると、最終的な評価が市街地になるからしょうがない、というようにとれなくもない。どの程度の約束事が守られるとこのような状態に最低限なるのかということがわからない。地区計画をかけて、みなさんにお願いすると、このくらいならいけるよ、ということなのか、それとも全く放っておいてもこの程度になるのか、これだととても良好な住宅景観であるのかということも基本的にはあるが、その辺りをどのように予測しているのか今ひとつわかりにくい。

-12 の方のページで、大型商業施設が、かなり薄く山並みにとけ込むように書かれているが、やっていいのかわからないが、現実問題大規模店舗が出されるような資本というのは限られていて、そこにある標準的な店舗というのはだいたい形がわかるはずなので、イトーヨーカ堂入れてみるとか、アピタ入れてみるとか、イーオン入れてみるとか、この三社くらいを入れておけば、どれくらいの勢いでこれがパワーをもって見えるかぐらいはでると思う。こんなふうには絶対見えない。あと、こちら辺ももう少し現実味があるように、1枚だしてもらうだけではなく、計画というのはいろいろなバリエーションが見られるので、これ1枚だけにしないほうがいいかと思う。

中込委員：

意見というより感想だが、これはこういうふうに書かれたら、事業実施者が困ってしまうと思うから言うのだが、というのは、ピオトープとか緑道いわゆる街路樹や、公共施設・住宅地の緑化がいろいろと書かれているが、元の自然植生を回復するために～とか、神社の杜とマッチした緑化をすることで求めていくと書いてあるが、実際あの地域というのは、かなり昔から人間が壊して、人間が住み着いてしまった地帯で、高度成長になる前は水田地帯であったので、水田と点々と集落があるという状況だった。ですから、その程度に戻すのか、時期をいつの時点にするのかなと思う。難しいことでもって、自然の回復を～とあるが、どこが自然の回復となるのかという話になる。元の水田風景のあった、常永の付近の農村風景を多少なりとも整えるようなものをどこか残しておくというのであれば、それでいいのしょうけれども、その時点というものを考えなければ困ると思う。

甲府盆地を取り巻く神社の杜というものは、いわゆる製材学の方でよく言われているふるさとの杜ということになると思うが、あの辺の神社はふるさとの杜ではない。あの辺に関しては、全然関係ないものを勝手に持ってきて植えた。ですから、スギがあるし、サクラがあるし、その他いろいろな植生がある。多少昔のものを思い出させる

ものは、ケヤキとクヌギがあり、それらはあの地帯でも生えるものであるので、そういうものとのつながりをもって、緑道とかを作れと言われたら現実的には困るのではないかと私は思う。これは、実際工事にかかって、実施計画でどういう形を作りますよ、となったときに、事業者は県のほうと相談しながら、植栽計画をサクラならサクラのいろいろな樹種を植えて、そこは実際サクラの町として使えるようにしますよ、とか何か一つの主題を持って、作っていく方法しかないのではないかと。

あと、ビオトープのことですが、あそこは水位が高いものですから、ビオトープのこと、私は農業関係で苦労したことがあるが、調整池の問題というのはまだ設計図が出てこないということだが、それでよいのか。これはかなり苦労すると思う。さっき、ヤイタを打って、接着剤で留めてという工法があると言ったが、この工法でやるとあまり広く横長にやると、その地下水を止めてしまうので、かえってマイナスになる。この地下水の高い所の調整池はかなり難しいと思う。こういった湿原地帯には昔から沼地があると思うが、昭和の町には沼地は少ない。ということは、何か別の方法をもって、昔の人は湿地を免れていたのかなと思う。ですから、ここの先生が先ほどおっしゃったように、調査としては非常に良くできていると思うし、多少の行き違いがあるにしろ、非常に細かくできていると思うが、実際に具体的にどうするのか、いわゆる甲州弁で言うと、んじゃどうするで、ということになる。そういうときになって、ビオトープ園の空間的な広がりについてどの程度かということも、空間的な広がりということも実際わからない。これは、文書とかで流れているが、具体的にどうするのかということになると非常に難しいので、私は、基本的にはこういう形でいいと思うが、実施設計になったら、具体的にこういうふうにしますよということを県の担当課と細かな調整を行っていった方が良く思う。これは、意見と言うより、私がかかってに思っていることであり、聞き流してもらいたいと思うが、全体の流れとしてこのよなことが言えるのではないのでしょうか。

池田委員：

ビオトープはコンセプトとしてどういうふうにするのかということがはっきりしていないと、何を言っているかわからない。要するに、意見書だと面積を確保しろということだが、面積を確保するということは、ある程度自然の回復というビオトープを作れということだとすると、先ほど鈴木先生がおっしゃったように、これだったら、人は入れないようなゾーンを作っても良いと思う。しかし、おそらく面積が確保できないと思う。確保できないのであるなら、あの面積で自然といたっておかしいから、子供が遊べるようにした方が地域住民のためにはよい。そしたら、立入禁止にしないで解放して、ただ危ないから水の浅さをどうするかとか安全に配慮した、親水公園みたいに作った方がよいとこの前先生がおっしゃっていた。そういうふうなことをどちらかにしないと中途半端になる。知事意見を出すにしても、『空間的な広がりについては、どの程度の面積を確保するか』と言ったって、確保できないといったときに、確保できなかつたら、今のままでやるのかということになるが、確保できなかつたら、それなりの別のコンセプトでビオトープを作る必要がある。その辺を考えた方がよいのではないかと。

田中(収)会長：

あの地域は明治の地図をみると、だいたい大きな湿地帯と御台川の扇状地が決壊してずっと流れて、土石流の1m位の高まりがありまして、その上に集落を作ってきた。あれをよく見ると東の方に張り出した所である。それをおそらくだんだん開発をしまして、昭和の付近であれば昔の面影がないくらいいろいろな家が建ってきて、ここで、そういうような計画になるわけですから、今みなさんがおっしゃったように、実際の実施計画の時には大変な所だろうという印象を持っていますが、その辺は考えながら計画をしなければならない。

昭和の水源で今4万トンくらい水をあげている。ですから、4万トンあげると南の方には若干地盤沈下が起こってくる。これから地下水の利用に対しても、大変な問題の場所だろうと思う。

杉山委員：

先ほどの話とだぶるが、全体的に非常に良くできていると思うが、環境基準との整合が図られている、で終わっている部分が非常に多く、例えば建設機械の稼働も79dBが83dBで、基準が85(dB)だからOKということで終わっているが、本当にできれば、低減するためには何と何ができるかということを実際には書いてもらいたい。

また、こちらの-2-30ページには、隣接する病院や老人保健施設、小学校については施工計画を十分に検討してやりますと書いてあるが、こちらの対象範囲のすぐ横に元々住んでいる住宅が非常にすぐ近くに隣接していたり、保育園もいくつかありますから、ここの病院と老人保健施設と小学校だけでなく、全体的に低減するためにどうしたらいいかということについて、今は建設機械の振動や騒音についてだけだが、全般にそういう内容をおりこんでほしいということも知事意見書に書いていただきたい。

石井委員：

ここの書いてある項目ということではないが、この辺りというのは、元々土葬といったものは無かったのか。今回土を削って盛ったりすると思うが、そういった問題が出てこないのか。前に知り合いがランドスケープに関してある場所で似たようなことをやったらお墓が出てきちゃったというケースがあったので。

事務局(今村技監)：

墓地埋葬法の関係から言うと、古い話をすれば別でしょうが、少なくとも50~60年くらい前の話であれば土葬をしていた。ここは墓地埋葬法の割と早く進んだ地域であるので、これは想像の域を脱していないが、数十年60~70年くらい前までしかやっていないと思う。それ以降は火葬をしていると思う。

中込委員：

おそらく火葬は戦後でしょう。

事務局（今村技監）：

そうです。私が生まれた頃でしょう。

中込委員：

その前は、火葬というものは、よっぽど上級の人間でないとできない。今と逆ですね。

事務局（今村技監）：

このエリアの中に、寺が二ヶ所あるので、そこがあれば可能性はある。

事業者（新都市設計堀内）：

表土をめくるという計画は、それはどこまでめくるかということ、トラクターとテレーの刃先が届く所までが耕作の良質であって、なおかつ軟弱地盤になってしまっている。それをはぎとるだけである。要は、支持層があるが、その下までは掘り下げることはないというのが今の計画である。ですから、今おっしゃられた話については、あくまでも刃先の耕しができる所まではぎ取りをして、そこから盛土をするという理解をしていただきたい。

田中(収)会長：

何か特別になれば、今までのいろいろな意見を反映しながら、事務局のほうでまとめていただくという格好になります。

それでは、先生方にいろいろ出していただきました。それを参考にして、知事意見をまとめていただきますので、よろしくお願いします。

3 . その他

土橋副主査：

- ・ H18.3.23 担当者レベルの庁内調整会議を開催し、その後庁内調整会議を経て知事意見を提出する。

<< 終了 >>